

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 風舎

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人風舎（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事、評議員、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、交通費等の実費が発生する場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
 - (2) 通勤手当については、職員給与規程第23条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2に定める額
- 2 非常勤役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(就任又は退任（解任）、役位又は勤務形態変更等の場合における報酬の取扱い)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。
- 3 役員等が上位の役位に昇任した場合の報酬等は、その月から当該役位の報酬額とする。
- 4 役員等が下位の役位に降任した場合の報酬等は、その月の翌月から当該役位の報酬額とする。
- 5 月の途中で勤務形態の変更があった場合の報酬等は以下のとおりとする。
 - (1) 常勤役員から非常勤役員への変更・・・その月の翌月から非常勤役員の報酬額とする。
 - (2) 非常勤役員から常勤役員への変更・・・その月から常勤役員の報酬額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、その前日とする。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月17日の定時評議員会議決後から施行する。

2 (平成30年5月9日 評議員会 議案第3号)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

3 (平成31年3月26日 評議員会 議案第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4 (令和5年6月14日 評議員会 議案第2号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

5 (令和7年6月16日 評議員会 議案第2号)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	単位	報酬の額	業務内容
理事長	月額	250,000 円	理事会・評議員会等会議以外の法人業務
	日額	5,000 円	理事会・評議員会等会議への出席
理事	月額	200,000 円	理事会・評議員会等会議以外の法人業務
	日額	5,000 円	理事会・評議員会等会議への出席

別表2 非常勤役員の報酬

役職名	単位	報酬の額	業務内容
理事長	月額	① 100,000 円 ② 150,000 円	理事会・評議員会等会議以外の法人業務 ① 月の出勤日数：10 日以内 ② 月の出勤日数：11 日以上
	日額	5,000 円	理事会・評議員会等会議への出席
評議員	日額	5,000 円	・評議員会への出席 ・上記の他、法人業務のための出勤
理事	日額	5,000 円	・理事会への出席 ・上記の他、法人業務のための出勤
監事	日額	5,000 円	・理事会・評議員会への出席 ・監事監査への出席（税理士資格を有しない場合） ・上記の他、法人業務のための出勤
	日額	20,000 円	・監事監査への出席（税理士資格を有する場合）
第三者委員	日額	5,000 円	・理事会への出席（任意） ・苦情対応関係
評議員選任・ 解任委員	日額	5,000 円	評議員会選任・解任委員会への出席